

○松崎町まちづくり活動支援補助金交付要綱

平成31年3月15日告示第27号

(趣旨)

第1条 町長は、地域の活性化を図り個性あるまちづくりを推進するため、まちづくりや人づくり等における町民の自発的な活動団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、松崎町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和33年松崎町規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する地域コミュニティ団体や市民活動団体等（以下「団体等」という。）とする。

- (1) 町内に活動拠点を有する団体で、5人以上で構成され、そのうちの半数以上が町内に在住していること。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的としない団体であること。
- (3) イベント等のために一時的に組織された団体でないこと。
- (4) 団体及び団体の構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは松崎町暴力団排除条例（平成23年松崎町条例第6号）第2条に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象活動)

第3条 補助金の交付の対象となる活動は、前条の団体等が町内で実施する公益的かつ新たに取り組む活動で、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 地域の課題などに自主的かつ自立的に取り組む活動
- (2) 地域の景観や歴史文化などを活かした地域づくり等、地域の活性化につながる活動
- (3) まちおこしイベント等、地域活性化に効果的なイベント等の活動
- (4) その他町長が特に対象と認める活動

2 前項の規定にかかわらず、当該活動が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としないものとする。

- (1) 活動の効果が特定の個人又は法人のみに帰属する活動
- (2) 国、県又は町の他の補助制度の交付を受ける活動
- (3) 松崎町ふるさとづくり原材料支給要領（平成元年松崎町訓令第1号）により原材料の支給を受ける活動

- (4) 地域の継続事業や恒例となっている活動
  - (5) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く活動
  - (6) 団体等の運営を目的とする活動
  - (7) 政治活動及び宗教活動を目的とする活動
  - (8) その他補助することが適当でない認められる活動
- (補助活動の区分及び補助金額)

第4条 まちづくり活動支援補助金の交付の対象となる補助活動の区分、補助対象経費、補助率及び補助金額は、別表のとおりとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、松崎町まちづくり活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に活動計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）及びその他町長が必要と認める関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 申請の期限は、補助金の交付を受けようとする年度の12月15日までとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、松崎町まちづくり活動支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 町長は、補助金の交付を決定する場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助対象事業費の20パーセントを超える変更をしようとする場合
  - イ 補助事業を中止又は廃止をしようとする場合
  - ウ 補助事業の実施地区又は事業主体を変更しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(変更の承認)

第8条 前条第1号の規定により変更の承認を受けようとする場合は、松崎町まちづくり活動支援補助金変更承認申請書（様式第5号）に、変更活動計画書（様式第2号）及び変更収支予算書（様式第3号）を添えて町長に提出しなければならない。

（変更交付の決定）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の変更交付の決定をしたときは、松崎町まちづくり活動支援補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、補助事業が完了したときは、松崎町まちづくり活動支援補助金実績報告書（様式第7号）に活動実績書（様式第2号）及び収支決算書（様式第3号）を添えて、事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに町長へ報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、松崎町まちづくり活動支援補助金交付確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定団体は、速やかに、請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、事業完了前に補助金を必要とする交付決定団体は、概算払を請求することができる。

（補助金の返還等）

第13条 町長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。
- （3） 第11条に規定する確定した補助金の額が、第12条ただし書きに規定する概算払の額に比べて減少したとき。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第43号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助活動の区分	補助対象経費	補助率	補助金額
手作り施設整備活動	ミニ公園、遊歩道、看板等の整備に係る需用費及び原材料費 重機等の機器借上げに要する経費	10/10	20万円以内
人づくり等育成活動	講演会、講習会等に要する報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び借上料、その他経費		
地域活性化のための活動	イベント等に要する報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び借上料、その他経費		

備考

- 1 補助は、1団体につき年度ごとに1事業のみとする。
- 2 同一団体における補助は、3年を限度とする。